

北広島市ボールパーク地区等の区域内における屋外広告物の規制に関する条例施行規則

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 広告物等の許可(第4条—第17条)

第3章 管理、監督等(第18条—第27条)

第4章 審議会(第28条—第32条)

第5章 雑則(第33条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、北広島市ボールパーク地区等の区域内における屋外広告物の規制に関する条例(令和4年北広島市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 固定広告物 地上広告物、屋上広告物及び壁面広告物をいう。

(2) 簡易広告物 はり紙、はり札、立看板、電柱広告物、アドバルーン広告物、広告幕・広告網及びのぼり・旗をいう。

(3) 屋外広告物講習会 北海道屋外広告物条例(昭和25年北海道条例第70号)第22条第1項第1号に規定する講習会をいう。

(表示又は設置の継続の禁止)

第3条 次に掲げる広告物又は掲出物件は、表示し、又は設置してはならない。

(1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの

(2) 著しく破損し、又は老朽したもの

(3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの

(4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの

(5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

第2章 広告物等の許可

(許可基準等)

第4条 条例第7条第2項又は条例第10条の規則で定める許可基準は、別表のとおりとする。

2 前項の許可基準は、市長が良好な景観を形成し、又は風致を維持するために支障を及ぼすおそれがないと認めた広告物又は掲出物件については、適用しない。

(許可の申請)

第5条 条例第7条第1項又は条例第12条第3項、第4項若しくは第6項の規則で定める許可の申請は、屋外広告物許可申請書(別記第1号様式)に、それぞれ次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩及び表示の方法に関する仕様書及び図面(照明を伴うときは、その旨を表示したもの)
- (3) 表示し、又は設置する場所又は物件が、他人の所有又は管理に属するときは、その承諾書又は許可書の写し

2 前項各号に掲げる図書のほか、市長は必要と認める図書の提出を求めることができる。

(許可の有効期間)

第6条 条例第8条の規則で定める許可の有効期間は、次に掲げる広告物又は掲出物件の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地上広告物、屋上広告物及び壁面広告物 3年以内
- (2) はり札及び電柱広告物 1年以内
- (3) はり紙、立看板、広告幕・広告網、のぼり・旗及び広告車 1月以内
- (4) アドバルーン広告物 15日以内
- (5) 投影広告物 3年以内

(手数料の減免申請)

第7条 条例第9条第3項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、当該許可の申請をする際に、屋外広告物許可申請手数料減免申請書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更及び継続の許可の申請)

第8条 条例第10条第1項の規定による変更の許可の申請は、屋外広告物変更許可申請書(別記第3号様式)に、第5条第1項各号に掲げる図書のうち、当該変更に係る図書を添付して行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による継続の許可の申請は、屋外広告物継続許可申請書(別記第4号様式)に、固定広告物に係る場合にあっては、それぞれ次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 固定広告物の全体、表示面(複数の表示面を有する場合は、それぞれの面)、接合部及び基礎の状態を把握することができるカラー写真(申請前3月以内に撮影したもの(当該期間内に2回以上撮影した場合にあっては、最後に撮影したもの)に限る。)
- (2) 屋外広告物点検結果報告書(別記第5号様式)
- (3) 固定広告物が第22条第2項に規定する固定広告物であるときは、当該固定広告物の点検を行った者が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項第3号イの試験に合格した者又は第22条第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写し

3 前2項に規定する図書のほか、市長は必要と認める図書の提出を求めることができ

る。

(検印及び許可証票)

第9条 条例第11条の検印は、許可印(別記第6号様式)によるものとする。

2 条例第11条の許可証票は、別記第7号様式によるものとする。

(許可の証明)

第10条 第5条又は第8条の規定による申請があった場合において、許可することを決定したときは、許可申請書に許可印を押して当該申請者に交付するものとする。

(許可台帳)

第11条 市長は、屋外広告物許可台帳(別記第8号様式)を備え、必要な事項を記載しなければならない。

(許可申請の簡素化)

第12条 許可を受けようとする広告物がはり紙であるときは、第5条第1項の規定にかかわらず、行為者等は、その表示し、又は掲出しようとするはり紙に許可を受けようとする者の住所、氏名及び表示期間を明記し、申請書に当該広告物を添付して市長に提出し、当該広告物に第9条第1項の検印を受けなければならない。

(定期的に変更する広告物についての手続の簡素化)

第13条 許可を受けて設置した掲出物件につき、その表示内容を1月以内で定期的に変更しようとするときは、その都度事前に、屋外広告物変更届(別記第9号様式)に、その変更内容を知ることができる図面を添付して届け出るものとする。

(軽微な変更の届出)

第14条 出願者は、条例の規定による許可を受けた後、当該許可の申請の際に添付した図書等の内容(条例の規定による許可を要するものを除く。)について軽微な変更があったときは、屋外広告物軽微変更届(別記第10号様式)により、遅滞なく、市長に届け出なければならない。ただし、条例第15条並びに前条及び第19条の規定に係る部分を除く。

(完了等の届出)

第15条 出願者は、条例の規定による許可(条例第10条第2項による許可を除く。)を受けた広告物又は掲出物件の表示又は設置の工事を完了し、又は中止したときは、屋外広告物工事完了・中止届(別記第11号様式)により、遅滞なく、市長に届け出なければならない。この場合において、当該工事完了届には、工事完了後の当該広告物又は掲出物件のカラー写真を添付するものとする。

(適用除外の基準)

第16条 条例第12条第2項の規則で定める基準は、次に掲げる広告物又は掲出物件の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第12条第1項第3号に掲げるもの 表示面積が、0.5平方メートル以内で、かつ、表示方向から見て当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以内のものであること。

(2) 条例第12条第1項第4号に掲げるもの 表示面積の合計が1事務所又は1営業所当たり10平方メートル以内で、かつ、高さが20メートル以内のものであること。

- (3) 条例第12条第1項第5号に掲げるもの 1面の表示面積が1平方メートル以内で、かつ、高さ3メートル以下の固定広告物であること。
- (4) 条例第12条第1項第7号に掲げるもの 工事期間中に表示される壁面広告物で、営利を目的としないものであること。
- (5) 条例第12条第1項第9号に掲げるもの 壁面に直接表示された壁面広告物で、営利を目的としないものであること。
- (6) 条例第12条第1項第11号に掲げるもの 社寺、仏堂、教会、説教所その他これらに類するものが臨時に祭典、法要、説教その他これらに類する事務又は行事のためにするもの及び年末年始、祭日等を行う大売出し等の一般に地域の年中行事として催されるもの並びに慣習として一般に認められているものであること。
- (7) 条例第12条第1項第12号に掲げるもの 政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの並びに営利を目的としないと認められる会合及び催物類を掲示するものであること。
- (8) 条例第12条第1項第13号に掲げるもの はり紙、はり札、立看板、広告旗その他これらに類する簡易な広告物等であること。
- (9) 条例第12条第1項第15号に掲げるもの
 - ア 表示期間が3月以内であること。
 - イ 企業広告等(営利を目的として表示されるものをいう。以下同じ。)の占める割合(企業広告等の表示に係る投影時間と当該表示に係る投影面積の積を総投影時間と総投影面積の積で除して得た数値をいう。)がおおむね3分の1以下であること。
 - ウ 企業広告等による収益の用途が公益に関する目的を有すること。
 - エ 公共投影広告物表示・設置届(別記第12号様式)を市長に提出したものであること。
- 2 条例第12条第1項第11号から第13号までの広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、行為者等は、これに責任者の住所、氏名及び掲出年月日を記載しなければならない。
- 3 条例第12条第3項の規定による許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる施設への案内を目的として表示する広告物又はこれを掲出する物件であること。
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校
 - イ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所並びに同法第2条第1項に規定する助産所
 - ウ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業に係る施設
 - エ 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条に規定する博物館
 - オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が定める施設
 - (2) 別表に定める基準を満たすものであること。

- 4 条例第12条第4項の規定による広告物又は掲出物件の許可の基準は、走行中に破損するおそれのないものであることとする。
- 5 条例第12条第6項の規定による許可は、市長が社会活動上必要なものとして特別に認めた広告物又は掲出物件について行うものとする。

(協議を要する広告物等)

第17条 条例第13条の規則で定める広告物又は掲出物件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体の施設への案内を目的として表示し、又は設置する固定広告物(次号において「公共案内用広告物」という。)で、1面の表示面積が3.5平方メートルを超え、若しくは総表示面積が7平方メートルを超え、又は高さが5メートルを超えるもの
 - (2) 公共案内用広告物以外の固定広告物で、総表示面積が10平方メートルを超えるもの
- 2 条例第13条の規定による協議は、公共広告物表示・設置協議書(別記第13号様式)により行うものとする。

第3章 管理、監督等

(管理者)

第18条 条例第14条の規則で定める広告物又は掲出物件は、固定広告物(壁面広告物にあっては、壁面に取り付けるもの及び壁面から突き出して設置するものに限る。)で、表示面積(壁面広告物にあっては、壁面に取り付けるもの又は壁面から突き出して設置するものの個々の表示面積)が10平方メートルを超えるものとする。

2 条例第14条の管理者は、北海道の区域内に住所(法人にあっては、事務所)を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの(法人が管理者を置く場合にあつては、北海道の区域内に存する事務所に所属している者に限る。)のうちから選任しなければならない。ただし、出願者が北海道の区域内に住所(法人にあっては、事務所)を有するものである場合は、自ら管理者となることを妨げない。

- (1) 屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者
- (2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項に規定する技能検定のうち、広告美術仕上げの1級に係るものに合格した者
- (3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士で屋外広告物講習会の課程を修了したもの
- (4) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条の2第1項の規定により特種電気工事資格者認定証(ネオン工事に係るものに限る。)の交付を受けた者で屋外広告物講習会の課程を修了したもの
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者で屋外広告物講習会の課程を修了したもの
- (6) 北海道屋外広告物条例第22条第1項の規定により屋外広告業者(同条例第21条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。第22条第3項第2号に

において同じ。)が営業所ごとに選任する業務主任者となる資格を有する者
(管理者の届出等)

第19条 出願者は、前条第2項の規定により管理者を定めたとき、又は当該管理者を変更したときは、屋外広告物管理者選任等届(別記第14号様式)の正本及び副本を、遅滞なく、市長に提出しなければならない。管理者の氏名又は住所(法人にあっては、名称、事務所の所在地又は代表者の氏名。次項において同じ。)に変更があったときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第7条第1項若しくは条例第10条若しくは条例第12条第3項若しくは第6項に規定する許可の申請又は条例第15条の規定による届出の際に管理者を定め、若しくは変更したとき、又は管理者の氏名若しくは住所に変更があったときは、当該許可の申請又は届出の様式の管理者欄に必要な事項を記載することにより屋外広告物管理者選任等届に代えることができる。ただし、一の申請又は届出において管理者が複数となる場合は、この限りでない。

3 前条第2項各号に掲げる資格を有する者又はこれらの者を雇用する法人を同項の管理者として定めた場合にあつては、前2項の規定による申請又は届出の際に、当該申請又は届出の様式に、当該資格を証する書面及び当該資格を有する者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付して行うものとする。

(出願者の変更の届出等)

第20条 条例第15条の規定による届出は、屋外広告物出願者変更届(別記第15号様式)により、正本及び副本を市長に届け出なければならない。

(除却の届出)

第21条 条例第16条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届(別記第16号様式)の正本及び副本に、除却後のカラー写真を添付して、市長に届け出なければならない。

(点検)

第22条 条例第17条第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、条例第12条第4項に規定する広告物若しくは掲出物件又は簡易広告物とする。

2 条例第17条第2項の規則で定める点検は、条例第7条第1項又は条例第12条第6項の許可を受けた広告物又は掲出物件のうち第18条第1項に規定する固定広告物に係るものとする。

3 条例第17条第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第18条第2項第2号から第5号までに該当する者

(2) 屋外広告業者が組織する団体が公益目的事業(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。)として実施する広告物及び掲出物件の点検に関する講習会の課程を修了した者で屋外広告物講習会の課程を修了したもの

4 条例第17条第3項の規定による報告は、条例第10条第2項に規定する許可の申請前3月以内に行った点検(当該期間内に2回以上点検した場合にあつては、最後に点検したものの)の結果について行うものとする。

(届出の証明)

第23条 第13条及び第19条から第21条までの規定による届出については、当該届出に係る届書の副本に届出済証印(別記第17号様式)を押して出願者に交付するものとする。

(身分証明書)

第24条 条例第18条第2項の身分を示す証明書は、別記第18号様式によるものとする。

(公表の内容)

第25条 条例第21条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 当該広告物の表示内容又は当該掲出物件の設置場所その他当該広告物又は当該掲出物件を特定するために必要な事項
- (3) 当該命令の原因となる事実
- (4) 当該命令の根拠となる条例の条項
- (5) 当該命令の内容
- (6) 当該命令の履行状況その他の必要な事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の場所等)

第26条 条例第23条第1項第1号の規則で定める場所は、市役所の掲示場とする。

2 条例第23条第2項の規則で定める様式は、保管物件一覧簿(別記第19号様式)によるものとする。

3 条例第23条第2項の規則で定める場所は、企画財政部都市計画課とする。

(広告物又は掲出物件の返還に係る受領書の様式)

第27条 条例第27条の規則で定める受領書は、別記第20号様式によるものとする。

第4章 審議会

(会長及び副会長)

第28条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に参加させ、意見を述べさせることができる。

(会議の特例)

第30条 会長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。
(庶務)

第31条 審議会の庶務は、企画財政部都市計画課において行う。
(運営事項)

第32条 第28条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第33条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

別表(第4条関係)

1 固定広告物の許可基準

種類	許可基準
地上広告物	1面の表示面積が75平方メートル以内で、かつ、表示面積150平方メートル以内及び高さ20メートル以下のものであること。
屋上広告物	1 表示面積が300平方メートル以内のものであること。 2 地上からその屋上広告物の上端までの高さが20メートルを超える場合は、その屋上広告物の高さが建築物の高さの3分の2又は20メートルのいずれか小さい数値以下のものであること。
壁面広告物	1 1つの壁面の面積が1,000平方メートル以内の場合 表示面積が取付壁面の面積の3分の1又は50平方メートルのいずれか小さい数値以内のものであること。 2 1つの壁面の面積が1,000平方メートルを超える場合 表示面積が取付壁面の面積の20分の1以内のものであること。

備考

- 1 アーチ式広告物にあっては、当該横断する部分の下端の高さが歩道上では3メートル以上、車道上では4.5メートル以上のものであること。
- 2 屋上広告物を階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分(以下「屋上構造物」という。)に設置する場合には、当該屋上構造物の高さは建築物の高さに算入せず、屋上広告物の高さに算入する。
- 3 壁面広告物のうち、建築物等の壁面から突き出して設置されるものにおいて、出幅が1.5メートル以内で、かつ、その下端の高さが歩道上では3メートル以上、車道上では4.5メートル以上のものであること。

- 4 壁面広告物のうち文字、記号又は商標が表示されている部分の面積は、当該文字、記号又は商標の面積にこれらと意匠上一体となっている部分の面積を加えたものとする。

2 簡易広告物の許可基準

種類		許可基準
立看板		縦3メートル(脚の長さを含む。)以内及び横0.9メートル以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの(電柱その他これに類するものを利用しないものに限る。)であること。
電柱広告物	巻付け広告物	1 1柱につき1個とし、蛍光塗料を用いないものであること。 2 縦1.8メートル以内で、かつ、その下端の高さが地上から1.5メートル以上のものであること。
	突き出し広告物	1 1柱につき1個とし、蛍光塗料を用いないものであること。 2 縦1.2メートル以内、横0.45メートル以内及び出幅0.6メートル以内(消火栓標識柱を利用する場合には、縦0.4メートル以内及び横0.8メートル以内)で、その下端の高さが歩道上では3メートル以上、車道上では4.5メートル以上のものであること。
広告幕・広告網		広告物の下端の高さが歩道上では3メートル以上、車道上では4.5メートル以上のものであること。
のぼり・旗		布等の面積が2平方メートル以内及び高さが3メートル以下のものであること。
アドバルーン広告		気球の直径が3メートル以内で、その高さが係留地点から50メートル以下のものとし、これに添架する広告物は、長さ15メートル以内及び幅1.5メートル以内のものであること。

備考

- この表において「巻付け広告物」とは、電柱広告物のうち、金属製又はプラスチック製の広告板を電柱、街路灯柱又はこれらに類するものに巻き付けて固定する広告物をいう。
- この表において「突き出し広告物」とは、電柱広告物のうち、金属製又はプラスチック製の広告板を電柱、街路灯柱又はこれらに類するものから突き出し、又は消火栓標識に添架して設置する広告物をいう。
- 投影広告物の許可基準 景観、周辺環境、道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないものであること。